

茨城県測量作業共通仕様書 新旧対照表 (R3.1)

旧	新
<p>第 101 条 : 略</p> <p>第 102 条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。 1～2 : 略 3. 「検査員」とは、測量業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第 <u>30</u> 条第 2 項の規定に基づき検査を行う者をいう。 4～31 : 略</p> <p>第103条～第119条 : 略</p> <p>第 120 条 検査 1. 受注者は、契約書第 <u>30</u> 条 1 項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備及び提出がすべて完了していなければならない。 2～3 : 略</p> <p>第 121 条 修補 1～3 : 略 4. 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第 <u>30</u> 条第 2 項の規定に基づき、検査の結果を受注者に通知する</p>	<p>第 101 条 : 略</p> <p>第 102 条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。 1～2 : 略 3. 「検査員」とは、測量業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第 <u>31</u> 条第 2 項の規定に基づき検査を行う者をいう。 4～31 : 略</p> <p>第103条～第119条 : 略</p> <p>第 120 条 検査 1. 受注者は、契約書第 <u>31</u> 条 1 項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備及び提出がすべて完了していなければならない。 2～3 : 略</p> <p>第 121 条 修補 1～3 : 略 4. 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第 <u>31</u> 条第 2 項の規定に基づき、検査の結果を受注者に通知する</p>

ものとする。

5. 検査員が指示した期間内に修補の完了が確認された場合には、その指示日から修補完了確認日までの期間を、契約書第30条第2項に規定する期間には含めないものとする。

第 122 条 条件変更等

- 1 : 略
2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について、予期できない特別な状態が生じた場合には、ただちに書面をもってその旨を監督員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは、契約書第 28 条第 1 項に規定する不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合をいう。

第 123 条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務の契約の変更を行うものとする。
 - (1) ~ (3) : 略
 - (4) 契約書第 29 条の規定に基づき、契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合
- 2 : 略

ものとする。

5. 検査員が指示した期間内に修補の完了が確認された場合には、その指示日から修補完了確認日までの期間を、契約書第31条第2項に規定する期間には含めないものとする。

第 122 条 条件変更等

- 1 : 略
2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について、予期できない特別な状態が生じた場合には、ただちに書面をもってその旨を監督員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは、契約書第 29 条第 1 項に規定する不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合をいう。

第 123 条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務の契約の変更を行うものとする。
 - (1) ~ (3) : 略
 - (4) 契約書第 30 条の規定に基づき、契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合
- 2 : 略

第 124 条 履行期間の変更

1～2 : 略

3. 受注者は、履行期間の延長が必要と判断した場合には、契約書第 21 条の規定に基づき、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。

4. 契約書第 22 条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第125条 : 略

第 126 条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

(1) 契約書第 26 条に規定する一般的損害、契約書第 27 条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合

(2) : 略

第 127 条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

(1) 契約書第 26 条に規定する一般的損害、契約書第 27 条に規定する第

第 124 条 履行期間の変更

1～2 : 略

3. 受注者は、履行期間の延長が必要と判断した場合には、契約書第 22 条の規定に基づき、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。

4. 契約書第 23 条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第125条 : 略

第 126 条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

(1) 契約書第 27 条に規定する一般的損害、契約書第 28 条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合

(2) : 略

第 127 条 受注者の賠償責任等

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。

(1) 契約書第 27 条に規定する一般的損害、契約書第 28 条に規定する第

<p>三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) 契約書第 <u>39</u> 条に規定する <u>瑕疵責任に係る損害</u></p> <p>(3) : 略</p> <p>第 128 条 部分使用</p> <p>1. 次の各号に掲げる場合、発注者は、契約書第 <u>32</u> 条の規定に基づき、受注者に対して部分使用の請求をすることができるものとする。</p> <p>(1) 別途測量業務等の使用に供する必要がある場合</p> <p>(2) その他特に必要がある場合</p> <p>2 : 略</p> <p>第129条～第139条 : 略</p>	<p>三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) 契約書第 <u>40</u> 条に規定する <u>契約不適合責任として請求された場合</u></p> <p>(3) : 略</p> <p>第 128 条 部分使用</p> <p>1. 次の各号に掲げる場合、発注者は、契約書第 <u>33</u> 条の規定に基づき、受注者に対して部分使用の請求をすることができるものとする。</p> <p>(1) 別途測量業務等の使用に供する必要がある場合</p> <p>(2) その他特に必要がある場合</p> <p>2 : 略</p> <p>第129条～第139条 : 略</p>
--	--

○改定理由

- ・改定予定の茨城県建設コンサルタント業務執行規則において、契約書（様式第2号）が変更になることによる（条ずれ等）。

○適用

- ・今後予定される茨城県建設コンサルタント業務執行規則の改定に合わせ適用する（改定される執行規則に基づき契約を締結する業務から適用）。

○改定後の仕様書（全体）について

検査指導課ホームページで公開する。

茨城県設計業務等共通仕様書 新旧対照表 (R3.1 適用)

旧	新
<p>第 1101 条 : 略</p> <p>第 1102 条 用語の定義 共通仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1) 受注者 設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社又は、その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。 (2) 監督員 契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務等を行う者で、契約書第 8 条第 1 項に規定する者をいう。 (3) 検査員 設計業務等の完了の検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第 30 条第 2 項の規定に基づき、検査を行う者をいう。 (4) ～(31) : 略</p> <p>第 1103 条～第 1118 条 : 略</p> <p>第 1119 条 検査 1. 受注者は、契約書第 30 条第 1 項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出しなければならない。 2～3 : 略</p> <p>第 1120 条 修補 1～3 : 略 4. 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第 30 条第 2 項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p>	<p>第 1101 条 : 略</p> <p>第 1102 条 用語の定義 共通仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1) 受注者 設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社又は、その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。 (2) 監督員 契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務等を行う者で、契約書第 8 条第 1 項に規定する者をいう。 (3) 検査員 設計業務等の完了の検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第 31 条第 2 項の規定に基づき、検査を行う者をいう。 (4) ～(31) : 略</p> <p>第 1103 条～第 1118 条 : 略</p> <p>第 1119 条 検査 1. 受注者は、契約書第 31 条第 1 項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出しなければならない。 2～3 : 略</p> <p>第 1120 条 修補 1～3 : 略 4. 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第 31 条第 2 項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p>

5. 検査員が指示した期間内に修補の完了が確認された場合は、その指示の日から修補完了の確認の日までの期間を、契約書第 30 条第 2 項に規定する期間に含めないものとする。

第 1121 条 条件変更等

1. 契約書第 17 条第 1 項第 5 号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第 28 条第 1 項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

2 : 略

第 1122 条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、建設コンサルタント業務委託契約の変更を行うものとする。

(1)～(3) : 略

(4) 契約書第 29 条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合

2 : 略

第 1123 条 履行期間の変更

1～2 : 略

3. 受注者は、契約書第 21 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。

4. 契約書第 22 条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第 1124 条 : 略

5. 検査員が指示した期間内に修補の完了が確認された場合は、その指示の日から修補完了の確認の日までの期間を、契約書第 31 条第 2 項に規定する期間に含めないものとする。

第 1121 条 条件変更等

1. 契約書第 17 条第 1 項第 5 号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第 29 条第 1 項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

2 : 略

第 1122 条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、建設コンサルタント業務委託契約の変更を行うものとする。

(1)～(3) : 略

(4) 契約書第 30 条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合

2 : 略

第 1123 条 履行期間の変更

1～2 : 略

3. 受注者は、契約書第 22 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。

4. 契約書第 23 条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第 1124 条 : 略

第 1125 条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第 26 条に規定する一般的損害、契約書第 27 条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) : 略

第 1126 条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第 26 条に規定する一般的損害、契約書第 27 条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第 39 条に規定する瑕疵責任に係る損害
- (3) : 略

第 1127 条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第 32 条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。

- (1)～(2) : 略
- 2 : 略

第 1128 条 ～ 第 1213 条 : 略

(参考) 主要技術基準及び参考図書

省略

第 1125 条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第 27 条に規定する一般的損害、契約書第 28 条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) : 略

第 1126 条 受注者の賠償責任等

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追実を行わなければならない。

- (1) 契約書第 27 条に規定する一般的損害、契約書第 28 条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第 40 条に規定する契約不適合責任として請求された場合
- (3) : 略

第 1127 条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第 33 条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。

- (1)～(2) : 略
- 2 : 略

第 1128 条 ～ 第 1213 条 : 略

(参考) 主要技術基準及び参考図書

省略 (改正あり)

第 2101 条 ～ 第 6808 条 : 略

〔参考〕 付属資料

設計図、報告書、業務打合せ記録簿作成要領(標準)

I. 設計図作成要領

1～13 : 略

II. 報告書作成要領

1～3 : 略

III. 業務打合せ記録簿記載例

1 : 略

2. 監督員が発議を行う主な事項とその定義

事 項	定義	受託者の 対応
・ 設計図書に定めた業務の節目以外で受託者に照査を実施させる場合(共仕第 1107-4)	指示	了 解
・ 地元関係者への説明、交渉に受託者を協力させる場合 (共仕第 1113-1)	指示	了 解
・ 地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要が生じた場合(共仕第 1113-5)	指示	了 解
・ 契約書第 18 条、19 条、 <u>21</u> 条の規定に基づく	指示	了 解

第 2101 条 ～ 第 6808 条 : 略

〔参考〕 付属資料

設計図、報告書、業務打合せ記録簿作成要領(標準)

I. 設計図作成要領

1～13 : 略

II. 報告書作成要領

1～3 : 略

III. 業務打合せ記録簿記載例

1 : 略

2. 監督員が発議を行う主な事項とその定義

事 項	定義	受託者の 対応
・ 設計図書に定めた業務の節目以外で受託者に照査を実施させる場合(共仕第 1107-4)	指示	了 解
・ 地元関係者への説明、交渉に受託者を協力させる場合 (共仕第 1113-1)	指示	了 解
・ 地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要が生じた場合(共仕第 1113-5)	指示	了 解
・ 契約書第 18 条、19 条、 <u>22</u> 条の規定に基づく	指示	了 解

<p>設計図書の変更を監督員が行う場合(共仕第1119-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容の変更を指示する場合の履行機関変更協議の対象であるか否かの通知(共仕第1121-1) ・業務の一時中止(共仕第1222-1) ・契約書第33条の規定に基づき成果品の部分使用を行う場合 	<p>通知</p>	<p>受領</p>	<p>設計図書の変更を監督員が行う場合(共仕第1119-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容の変更を指示する場合の履行機関変更協議の対象であるか否かの通知(共仕第1121-1) ・業務の一時中止(共仕第1222-1) ・契約書第34条の規定に基づき成果品の部分使用を行う場合 	<p>通知</p>	<p>受領</p>
<p>3 : 略</p>			<p>3 : 略</p>		

○改定理由

- ・改定予定の茨城県建設コンサルタント業務執行規則において、契約書（様式第2号）が変更になることによる（条ずれ）。
- ・その他，国土交通省共通仕様書への整合を図る。

○適用

- ・令和3年1月25日以降起工決議する土木工事に係る調査、計画、設計に類する業務から適用する。
- ・ただし、「(参考) 主要技術基準及び参考図書」を除く改定については，今後予定される茨城県建設コンサルタント業務執行規則の改定に合わせ適用する（改定される執行規則に基づき契約を締結する業務から適用）。

○改定後の仕様書（全体）について

検査指導課ホームページで公開する。